

# 黒石物産協会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は黒石物産協会と称し、事務所を黒石商工会議所内に置く。

第2条 本会は市の物産及び観光土産品の宣伝紹介並びに商取引の促進を図り、商工業の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- 1 物産展を開催する。
- 2 本市物産の宣伝紹介に関する事項。
- 3 本市物産の取引商談と斡旋に関する事項。
- 4 物産展に対する出品物の勧誘、集荷に関する事項。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第2章 会員及び会費

第4条 本会の会員は、第2条の主旨に賛同する者をもって組織する。

第5条 本会の会員は、次による会費を納入しなければならない。年額6,000円

第6条 会員は、次の各号に該当するときはその資格を失う。

- 1 脱退しようとする会員は、その旨を本会に届出なければならない。
- 2 本会の名誉を毀損し、又は主旨に違背する行為のあった者。
- 3 会費の納入を怠ったとき。

## 第3章 役員及び職員

第7条 本会に次の役員及び職員を置く。

会長 1名、副会長 2名、理事 若干名、監事 2名、事務局

第8条 会長、副会長、理事及び監事は総会において、会員の中より選任する。

第9条 会長は本会を代表し会務を統括するほか、全ての会議の議長となる。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じたときは、その職務を代理するものとする。

第11条 理事は本会の運営に関する重要事項を審議し、監事は会計を監査する。

第12条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

- 1 前項の任期が満了した後も就任するまでは、前任者がその職務を行う。
- 2 役員に欠員を生じた場合は補充する。ただし、補充の必要のない場合に限り、次の改選期までにこれを延期することが出来る。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会に顧問を置くことができる。

#### **第4章 会議**

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会務の報告と共に重要事項を議決する。

第15条 通常総会は毎年1回とし、会計年度の終了後2ヶ月以内に関き、臨時総会は必要と認めたときとする。

第16条 役員会は、会長が必要と認めたときに開くものとする。

第17条 会議における議決権は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、規約の変更については、出席会員の3分の2の同意を得なければならない。

第18条 本会に委員会を置くことが出来る。委員会についての必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

#### **第5章 会計**

第19条 本会の経費は会員の会費及び補助金、雑収入をもってこれにあてる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本規則に定めるものの外、会務の執行に関する必要な事項は、会長が別にこれを定める。

#### **附 則**

この規約は、昭和47年7月25日より施行する。

#### **附 則**

第18条の改正規定は、平成3年5月28日より施行する。

#### **附 則**

第7条の改正規定は、平成26年6月3日より施行する。